公益社団法人大竹市シルバー人材センター利用規約

(利用契約)

第1条 公益社団法人大竹市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、発注者 (センターの会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。)がセンターを通じて、センター の会員(以下「会員」という。)に業務を委託するときは、シルバー人材センター利用契約 (以下「利用契約」という。)を締結し、実施します。

(会員業務の実施)

- 第2条 センターは、発注者が会員に委託する業務について、業務の内容、会員の能力・ 技能等との応否、会員業務委託料(会員業務の対価。以下同じ。)の額、その他センター 事業としての適否を検討し、受注の諾否を決定します。
- 2 発注者から受注した会員業務(以下「会員業務」という。)は、センターが選定した会員が、シルバー人材センター会員業務就業規約(以下「会員業務就業規約」という。)に従い 実施、また発注者とセンター間の合意により定めた別紙「会員業務仕様書」に記載された 業務を遂行します。

(業務実施会員の選定)

- 第3条 センターは、利用契約の締結後、会員の中から会員業務を実施する者(以下「業務 実施会員」という。)を選定します。
- 2 前項の業務実施会員は、発注者から委任を受けた会員業務の受託者となります。

(センターの業務)

- 第4条 センターは、次項に掲げる業務を、関係法令の遵守及び善良なる管理者の注意をもって履行します。
- 2 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業 務実施会員間の連絡調整を行います。
- 3 センターは、会員業務委託料の額の決定権を有するとともに、業務実施会員を代理して 発注者への請求、また発注者を代理して業務実施会員への支払いを行います。
- 4 センターは、業務実施会員に対して会員業務に着手する前に、会員業務を安全に行うために必要な知識・技能、事故時の対処方法、その他会員業務に必要とする事項について、 指導、助言をします。
- 5 センターは、前各号に定めるもののほか、利用契約の履行に必要な事務を執ります。

(発注者の責務)

第5条 発注者は、業務実施会員の生命、身体等の安全の確保、また良好な就業環境の整

備・創出に取組む責務を有します。

2 発注者は、業務実施会員に対し指揮命令することはできません。厳守してください。

(センター業務委託料)

第6条 センター業務の対価となるセンター業務委託料は、下記の算式により算出した額 とします。ただし、特別な事由があると認めるときは発注者と協議した上で、乗率を変 更する場合があります。

センター業務委託料の額=会員業務委託料×15% (乗率)

2 センター業務委託料は、会員業務委託料の額が変更したとき、これに連動し変更します。

(センター業務委託料の支払い)

- 第7条 センター業務委託料は、センター発行の請求書に従い、その請求額を納付期限日 までに、また指定する金融機関の口座への振込み又は現金で支払ってください。
- 2 金融機関の口座振込手数料は、発注者の負担となります。

(会員業務委託料の支払い)

- 第8条 発注者は、センター発行の請求書に従い、請求額を納付期限日までに、また指定する金融機関の口座への振込み又は現金で支払ってください。
- 2 金融機関の口座振込手数料は、発注者の負担となります。
- 3 発注者を代理してセンターが行う業務実施会員への会員業務委託料の支払いは、センターが別に定める会員業務委託料支払規程を適用しての支払いとなります。
- 4 発注者が会員業務委託料を納付期限日から相当の期間が経過しても応じないときは、センターは、業務実施会員に対し、当該会員業務委託料に相当する額を民法第474条の規定による第三者弁済を実施します。第三者弁済を行ったときは、発注者に対し求償権を行使します。

(業務使用材料の貸与・提供)

第9条 会員業務に必要な機械・器具・原材料等(以下「業務使用材料」という。)は、業務 実施会員が確保・調達するものとしています。ただし、業務使用材料が特殊・特異等の理 由により業務実施会員では確保・調達できないときは、発注者が無償で、貸与又は提供す るものとします。

(会員業務の履行不能)

第10条 センターは、業務実施会員が会員業務の履行不能を申し出たときは、その諾否を 判断し、許諾したときをもって、センターは当該業務実施会員がその地位を終了するとし ています。また、センターは、許諾のときをもって、当該業務実施会員に関する会員業務 就業規約第5条第2項に規定する請負契約及び準委任契約は、終了いたします。

- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員が欠けたときは遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員(以下「代替業務実施会員」という。)を選定し、代替業務実施会員をして会員業務を完遂させます。
- 3 前項の規定によりセンターが選定した代替業務実施会員は、発注者から委任を受けた 会員業務の受託者となります。
- 4 発注者は、第1項の規定により会員業務を終了した業務実施会員に対し、終了までの間 の会員業務委託料は、完了した会員業務に見合う額の支払いが必要になります。

(契約不適合責任)

- 第11条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が「会員業務仕様書」に適合しないときは、発注者はセンターを通じて、業務実施会員に追完を求めることができます。ただし、適合しない理由が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものである場合は、この限りではありません。
- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があったときは、当該業務実施会員をして、又は代替業務実施会員の選定、その他の手段・方法により、会員業務を完遂させることとしています。

(著作権の帰属等)

- 第12条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとします。
- 2 発注者が、業務実施会員から前項の著作権を譲受けしようとするときは、事前にセンタ ーの承諾を必要とします。

(権利及び義務の移転の禁止)

第13条 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾な しに、利用契約に定める権利及び義務の全部又は一部を、他に譲渡し又は第三者のために 担保としてはならないものとします。

(守秘義務及び個人情報の管理)

- 第14条 発注者及びセンターは、利用契約の履行において知り得た相手方の秘密を第三 者に漏えいすることのないよう取扱う義務を有するものとします。
- 2 発注者及びセンターは、利用契約の履行を通して知り得た個人情報を、適切に取扱う義 務を有するものとします。
- 3 発注者及びセンターは、前二項の規定を利用契約終了後においても有効とします。

(損害賠償)

第15条 発注者及びセンターは、利用契約の履行においてその責めに帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を有するものとします。